

開訓発 0517 第 2 号
令和 5 年 5 月 17 日

各都道府県等人材開発主管部（局）長 殿

厚生労働省人材開発統括官付
参事官（人材開発政策担当）付訓練企画室長

公的職業訓練を実施する民間教育訓練機関から意見・要望を
聴取する仕組みの創設について

日頃より、人材開発行政にご尽力いただき感謝申し上げます。

公的職業訓練（ハロートレーニング）の効果的な実施を図るため、ハロートレーニングを実施する民間の教育訓練機関等（以下「訓練機関」という。）からの意見・要望を聴取する仕組みを5月17日に創設しました。

詳細は下記のとおりですので、貴都道府県等におかれましては、下記3に該当する訓練機関のうち委託訓練実施機関に対して、下記4の訓練機関の意見・要望送信フォーム（以下「送信フォーム」という。）からハロートレーニングの運営や事務手続等に関する意見・要望の提出が可能である旨を、別添1も適宜活用し、公募に際しての説明会の機会の活用、貴都道府県等のホームページへのリンク設置等により、積極的に周知いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

また、寄せられた意見・要望の取扱いについては、下記5の他、意見・要望の内容が、貴都道府県等の実施する事務に関する内容などの場合は、原則、個々の訓練機関情報を伏せた上で情報提供を行うとともに、対応方針に関して照会させていただく場合がありますので、予めご承知おきください。

なお、求職者支援訓練関係機関に対しては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構求職者支援訓練部長あて下記と同様の内容を通知していることを申し添えます。

記

1 目的

ハロートレーニングの効果的な実施を図るため、ハロートレーニング（離職者向け）の受講者数全体の4分の3以上の訓練コースを実施している民間の訓練機関からの意見・要望を聴取する。

2 意見・要望の内容

ハロートレーニングの運営や事務手続等に関する意見・要望

3 対象者

以下のいずれかに該当する訓練機関（法人）を対象とし、個人からの意見・要望は対象としない。

イ 現在、都道府県から委託を受けた公共職業訓練または厚生労働大臣の認定を受けた求職者支援訓練を実施している訓練機関（法人）

ロ 現在、都道府県から委託を受けた公共職業訓練または厚生労働大臣の認定を受けた求職者支援訓練を実施していないが、今年度または前年度に当該公共職業訓練または求職者支援訓練を実施したことがある訓練機関（法人）

4 意見・要望聴取方法

厚生労働省ホームページ（以下「厚労省HP」という。）のハロートレーニングページに送信フォームを開設し、当該送信フォームから意見・要望を受け付ける。

（送信フォームのHP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_iken.html

なお、送信フォームには以下の事項の記載を必須とする。

- ・ 訓練機関名
- ・ 訓練実施機関番号（公共職業訓練（委託訓練）で不明な場合は空欄可）
- ・ 都道府県名
- ・ 訓練の種類（①公共職業訓練（委託訓練）、②求職者支援訓練、③双方）
- ・ 訓練コース番号（公共職業訓練（委託訓練）で不明な場合は空欄可）
- ・ 訓練分野（①IT、②営業・販売・事務、③医療事務、④介護・医療・福祉⑤デザイン、⑥製造、⑦建設関連、⑧理容・美容関連、⑨その他）
- ・ 連絡先（担当者名、電話番号、メールアドレス）

5 寄せられた意見・要望の取扱い

寄せられた意見・要望の対応結果については、半年に一度厚労省 HP 上に公表する。公表内容は、意見・要望内容の要旨及び対応結果とする。

※個々の訓練機関に対応結果を返信しない。

※公表の際には、訓練機関名、訓練実施機関番号、都道府県名、訓練コース番号、訓練の分野、連絡先は公表しない。）

また、厚労省 HP に公表した対応結果は、中央職業能力開発促進協議会にも報告する。

【問合せ先】

厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室
計画指導係

電話：03-3595-3356（直通）

メール：hellotraining@mhlw.go.jp